

太陽光発電の余剰電力買取制度についてのお知らせ



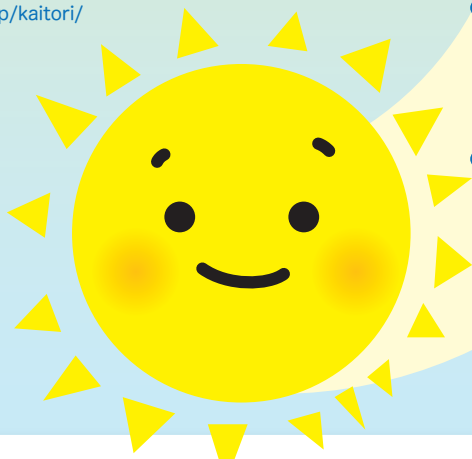
経済産業省
資源エネルギー庁



みんなの一歩で 未来を変える

※例えば、住宅用(10kW未満)の場合、買取価格は48円/kWh等。詳細はHP <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/> をご覧下さい。

- 太陽光発電を普及させ国産エネルギーの拡大地球温暖化対策に貢献
- 日本の環境技術を後押し



新エネルギーをみんなで応援しよう!

平成21年11月から**太陽光発電の余剰電力買取制度**がスタートし、太陽光発電で作られた電気のうち、余った電気をこれまでの2倍程度の価格で電力会社がい取りることになりました。

買取りに要した費用は、電気をご利用の皆様**に太陽光発電促進付加金**としてご負担いただきます。平成21年・22年の買取りに要した費用は、一括して平成23年4月以降にご負担いただくことになります。

ご負担額の詳細については裏面をご覧ください。

太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)の具体的な算定方法

太陽光発電の余剰電力の買取りに要した費用は、太陽光サーチャージとして、電気をご利用の皆様様に電気の使用量に応じてご負担いただくこととなります。

実質的なご負担は平成23年4月以降となりますが、本制度は平成22年4月から開始されます。



太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ) Q&A

Q 4月から始まる太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)についてですが、いつから実質的な負担が始まりますか？どのくらいになりますか？

A 平成23年4月以降にご負担が始まります。例えば標準的なご家庭^{※1}で、1ヵ月あたり数10円～100円程度のご負担となる見込みです。

平成22年度は、対象となる買取期間が短かった(平成21年11月～12月)ことなどもあり、買取りに要した費用が少なく、太陽光サーチャージ単価は0.00円/kWhです^{※2、3}。

このため、平成21年・平成22年の買取りに要した費用は、一括して平成23年4月以降にご負担いただくこととなります。

※1 1ヵ月の電気使用量が約300kWhのご家庭の場合。

※2 0.01円未満の端数は切り捨て。この端数部分は平成23年度の単価算定時に繰り越されます。

※3 従量制供給の場合(税込み)。低圧供給で定額制供給の場合は「0円」となります。

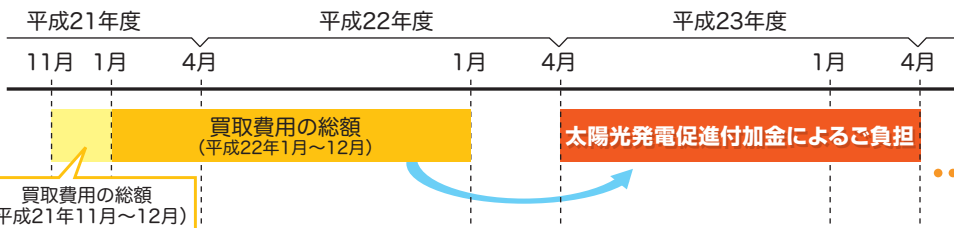
Q 太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)単価は全国一律ですか？

A 太陽光サーチャージ単価は電力会社毎に算定されます。地域間の格差が大きくなった場合、調整が検討される予定です^{※4}。

※4 太陽光サーチャージ単価の算出方法など、詳細は <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/> をご覧ください。

Q 太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)単価はどのように決まりますか？

A 前年の買取りに要した費用総額などを基に、毎年1～2月頃に国の審議会を経て決定されます。したがって、太陽光サーチャージ単価は年度毎に異なります。



【お問い合わせ先】

買取制度の詳細については、資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 太陽光発電買取制度室へ

URL <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

問い合わせ窓口 ☎0570-000774 電話受付時間 9:00～20:00(土・日・祝日含む)

太陽光サーチャージ単価や個別の電気契約等については、検針時に配布される「電気ご使用量のお知らせ」に記載されている電力会社までお問い合わせください。